

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書とは

消防法第9条の3では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う場合に、あらかじめその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないことが規定されています。届出を要する具体的な物質は、危険物の規制に関する政令第1条の10に規定されています。

液化石油ガスに係る届出の補足

1箇所における300キログラム以上の貯蔵又は取扱いについては、届け出ることが必須となります。次に、同一敷地内で合算して300キログラム以上の貯蔵又は取扱いについては、次のいずれかに該当する場合は、届け出ることが必須ではありませんが同一の様式を用いて任意の届出をお願いします。

- ① 分散した貯蔵容器が、同一配管で接続されている。
- ② 分散した貯蔵容器が、30メートル以下の間隔で貯蔵されている。
- ③ 分散した貯蔵容器が同一の構造物内に貯蔵されている。